
日本科学者会議

京都支部ニュース

8月号 No. 462
2022年8月12日発行

〒604-0931京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・・・・ 目 次

- ・『日本の科学者』読書会10月例会（拡大読書会）のご案内 2
- ・「大学設置基準」改正をめぐる動き（龍谷大分会 細川孝） 3
- ・原水爆禁止世界大会科学者集会2022報告（左近拓男） 4
- ・7/31原発賠償訴訟京都原告団を支援する会第8回総会・学習講演会の報告
（支部幹事 前田耕治） 5
- ・報告：平和のための京都の戦争展 学生対話企画
（核廃絶ネットワーク京都の会 世話人 前田耕治） 6
- ・『日本の科学者』読書会7月例会（7/27）の報告「6月号 特集」 8
- ・企画のご案内ー過労死防止学会第8回全国大会（龍谷大分会 細川孝） 11
- ・支部主催行事案内 12
- ・支部幹事会だより 12

<今年度会費の早期納入のお願い>

2022年度会費の納入率は8月4日現在、70%（未納会員は58人）となっています。

未納の方には、2022年度会費の請求書（郵便振替用紙）を同封しています。そこに記載の金額が請求額になります。この郵便振替用紙を使って納入をお願いいたします。過年度の未納会費がある方は、その分も請求させていただいております。

なお、全国本部への会費納入は、月ごとに登録支部会員全員の本部会費を、その月までの既納入者の会費で納入していますので、早期に会費納入がないとやり繰りが大変なこととなります。ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください（Emailアドレスは、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）。

（支部財政担当幹事）

『日本の科学者』読書会10月例会（拡大読書会） のご案内

9月号特集「社会的ひきこもりの人々の今日的課題」を下敷きにハイブリッドの読書会を行う。

今日、文部科学省の調査では、不登校は16万人にものぼると言われている。そのうち中学校3年生は3万人以上を占めている。彼らの90%以上が義務教育年限を終えてひきこもりとなっていくと言われている。しかし、彼らの思いや声を出しにくい状況にあり支援も難しい。また、8050問題ともいわれるひきこもりが長期化している状態や青年期以降のひきこもりも問題となっている。

ひきこもりと関わる当事者、家族、支援者様々な声が集まった本特集を元に、ひきこもりの実態や課題について討議し深め合いたい。

日時：10月9日（日）13時より（12時45分受付開始）16時半

場所：龍谷大学サテライトキャンパス

[京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939](#)・[075-353-9111](tel:075-353-9111)

ゲスト：上坂秀喜さん、柚木健一さん、小林快実さん 他

（オンライン参加）松原よし子さん、サリネンれい子さん 他

ご参加には9月号のご一読をお勧めします。ご試読や参加の希望の方（オンライン参加、対面での参加いずれでも可）は、ご連絡をお願いいたします。コロナウイルス感染拡大防止のために、人数を制限把握させていただきます。ご試読ご希望の方は9月20日までに連絡いただければ送付します。

ご参加の希望は marimarinon123@gmail.com（担当：近藤）にお問い合わせください。

「大学設置基準」改正をめぐる動き

(龍谷大学 細川孝)

大学設置基準（文部科学省令）は、国公立の設置形態を問わず、大学を設置するのに必要な最低の基準を定めている。文部科学省は7月8日、「大学設置基準等の一部を改正する省令案及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程案」を公表し、行政手続法に基づくパブリック・コメントの募集を行っている（8月6日まで）。そして、9月7日の大学分科会に改正を諮問し、即日答申を得て、本年10月1日からの施行を予定している。

今回の省令改正には大学のあり方を大きく変えてしまうような内容が含まれているが、国会の審議を経ない省令によって強行されようとしている。

これに対する全面的な批判としては、日本私大教連中央執行委員会は、「とりわけ重大な問題を有する『教員組織』『事務組織』『専任教員』に関する改正、教育課程に係る『特例制度』の新設について、日本私大教連の見解を表明する」として、2022年7月25日付で「大学設置基準改正案に対する見解」を明らかにしている。紙幅の関係で日本私大教連のウェブサイト（https://jfpsu.org/daigakusettikijun_kenkai/）でご確認いただきたい。

ここでは、京都支部代表幹事の前田耕治さんが（個人の立場で）、パブリック・コメントに意見を提出した内容を紹介したい。

意見1）第三章において、「教員組織」「事務組織」を廃止して新たに「教育研究実施組織等を編制」する点について

大学は学校教育法第7条によってその

役割が規定され、その担い手としての教員の教育上の役割が学校教育法92条によって規定されている。おのずと、教員と事務職員の役割は異なる。また、学生を直接教授・指導・評価する教員と、規則や慣例などに基いて教員の業務を補佐する事務職員では、役割や能力だけでなく負うべき責任の内容や範疇も異なる。改正案では、学生の厚生補導を例にあげて、「教員及び事務職員等相互の適切な役割分担」というが、現行規則の上でも、教員と事務職員はそれぞれの役割や責任に応じて課題を分担して協働している。学生の懲戒などが絡むデリケートな事象についてはとくに責任を明確にした適切な協働が必要とされる。わざわざ、教員組織と事務職員組織を廃止して、それらの役割や責任の区別を曖昧にする改正案は、大学全体の運営や学生指導の現場に混乱を生むだけである。

すでに、国立大学では、長年の定員削減により大学教員の事務作業量は増えているところであるが、教員と事務職員の互いの業務が入り混じることになれば、一層の教員の職員化とそれに伴う職員の削減など、大学職員全体の労働の過密化がエスカレートする可能性がある。「教育の質保証」どころか質の低下を招く可能性がある。

また、教員組織を規則上廃止することになれば、教育上の資格と責任をもつ集団としての運営組織、いわゆる「教授会」の根拠もなくなり、今以上に、益々教員としての意思決定の場を失うことになる。社会に対してもつ大学の使命に対して当事者の教員が組織的に責任をもてないという無責任な体制を規則上容認す

ることになる。

以上の理由より、教員組織および事務組織を廃止することには反対である。

意見2)「専任教員」を廃止して「基幹教員」を設ける点について

改正案での基幹教員制度と従来の専任教員制度の大きな違いは、一つの教育組織が4分の1まで他組織の基幹教員を含めることを許されることにあり、それにより、ある部局の専任の教員の削減が誘導されることになる。同時に、一つの教育組織のなかで責任の重さが異なる構成員が少なくない割合で存在することになる。それは、その教育・研究組織の自治能力が減ずることにつながり、教育・研究組織としての質的な低下を生む。また、専任の基幹教員にとっては、種々の組織業務が集中することになり、今以上に多忙化と研究力低下を生む。

また、専任の教員の代わりに有期雇用教員やクロスアポイントメント教員が増加することにつながり、総体として大学

教員の身分や待遇を不安定にし、研究者としての進路を決める学生にとっては益々大学が敬遠される傾向が強まり、大学組織としての世代的継承を困難にする。

以上の理由により、専任教員制度の廃止と基幹教員制度の新設に反対する。

今回予定されている設置基準の改正は、よりいっそう政府や産業界の意向にそう大学づくりに資するものとなっている。「大学の自治」や「学問の自由」を破壊し、労働者（教職員）の労働条件を悪化させる内容となっている。大学が社会から期待される役割を果たせなくなってしまうだろう。

そのような内容的な問題点に加えて、重要な改正をごく短期間で省令改正というかたちで強行するという手続き的な問題も重要である。民主主義に対する攻撃が、大学に対しても同様に強められていることに危惧を覚えるものである。京都支部としてもこの問題に関心を持ち続けていく必要があるだろう。

原水爆禁止世界大会科学者集会2022報告

左近拓男

原水爆禁止世界大会科学者集会2022
メインテーマ：「安全保障」と差別が、
7月24日（日）と7月31日（日）にオンラインで開催された。

第一日目は、石山徳子氏（明治大学教授）から「アメリカ核開発と先住民族―「犠牲区域」からの報告」という題目で報告された。核開発は、アメリカにおいて先住民族に生態学的リスクのしわ寄せをしながら、遂行されてきた。また、それを拒否するか「受け入れ」て助成金を得るか、先住民族は厳しい選択をせま

られてきた。他の人々がしなくてすむ葛藤をさせられる、この背景にはアメリカの「セトラー・コロニアリズム」（定住型植民地主義）の問題がある。核開発とセトラー・コロニアリズムの関係をすることは、アメリカについての理解を深めるだけでなく、私たちの民主主義のとらえかたを補強することにもつながると考える。著書『「議政区域」のアメリカ』（岩波書店）では、彼らの存在を不可視してきた収奪と差別の歴史と先住民族の

粘り強い抵抗歩みが詳細に描かれている。

第2日目は「ジェンダー化する安全保障」和田賢治氏（武蔵野学院大学准教授）という題目で報告された。戦争ができる国づくりは、「女性や子どもを守ってやる」「男らしい」振る舞いという、ジェンダー的背景をもっている。安全保障は、そうした「男らしさ」を競う場であると読み解くこともでき、このことは、男性中心的な意思決定や、平時・戦時に存在する女性に対する暴力の無視とも関連しているように思う、とのことである。ジェンダーをめぐる議論は、平和の実現にとってどのような意味をもつ

か。これを学ぶことは、平和運動と他の運動との連帯を再確認する機会になる。和田氏は、ロシア、アメリカや日本などの家父長制度を維持しようとする政治家の連帯についても解説された。著書『批判的安全保障論— アプローチとイシューを理解する』（南山・前田編 法律文化社）の第5章に本講演の内容が詳細に記されている。本稿の最後には、「他者への恐怖と憎悪を駆り立て続ける世界が、誰に特権をもたらし、誰に不安を抱かせ、誰を危険に晒しているのかを問い続けていく作業が、平和な社会に向けた新たな主体を立ち上げる起点の1つとなるはずである。」と記されている。

7/31原発賠償訴訟 京都原告団を支援する会 第8回総会・学習講演会の報告

7月31日、京都弁護士会館にて、標記総会と学習講演会がzoomを用いたハイブリッド形式で開かれた。JSA京都支部として支援する会を応援する立場から現地に赴いた。

総会では、田辺弁護団事務局長から「6・17最高裁判決を乗り越える京都訴訟の闘い」と題して、6月17日の最高裁判決についての説明があった。最高裁判決では、これまでの福島原発事故賠償集団訴訟の7つの高裁判決について上告および上告受理に対する判断が示された。とくに、高裁の判断が分かれていた国の責任については、最高裁の4人の裁判官のうち3人の多数決により「仮に東電が対策を講じても事故は防げなかった」として国の責任を免じる判決となった。京都原告団の高裁結審を前にして最高裁判決の影響が心配されるところであるが、田辺氏はこの事故責任に関する逆転判決

の不当性を2点にわたって指摘した。一つは、将来の地震活動の発生に関する「長期評価」を無視して、結果として事故の予見可能性を否定している点、もう一つは、単なる防潮堤だけでなく、種々の多重的な防護による事故回避の可能性についての検討を放棄している点である。田辺氏は新たに貞観津波の研究についても触れ、長期評価による想定はあくまで理論的な推定だが、貞観津波の痕跡は津波堆積物から確認された事実であり、2009年6月の専門家会合で保安院も知るところとなったと指摘した。最高裁での判決は確かに重いが、この2点の不当性については戦う余地は残されており、京都原告団を含めて残された各地の裁判と連帯して、国・東電の責任を勝ち取りたいと述べた。

次に、福島原発事故賠償問題研究会（原賠研）代表の吉村良一氏から、「原

賠償・中間指針『見直し』の課題—原賠研の提言と原賠審の動向」と題する講演が行われた。

はじめに、最高裁判決を受けた住民の賠償に関する経緯について概観した。最高裁では事故の責任について不当な逆転判決となったが、最高裁判決で確定した高裁判決のうち、賠償内容については、原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）が策定した指針を超える賠償が認められており、最高裁は東電側の抵抗をも排した。したがって、原賠審の「中間指針」は見直しが迫られることになり、4月27日の第56回審査会では、「中間指針等の見直しを含めた対応の要否」を検討することが決められた。

吉村氏は、原賠審の「中間指針」の限界や東電側の「払い過ぎ」に関する抵抗などに触れたうえで、原賠研として「中間指針」の見直しについて提案した内容を説明した。そこでは、区域分けの問題点については敢えて保留したうえで、下記の論点にもとづいて、新しい賠償内容のあり方を述べた。(1) 被害実態の把握

(深刻さ、地域の広がり、長期化)を出発点とすること、(2) 新たに認められてきた損害（包括的平穏生活基盤の侵害、ふるさと喪失損害）、(3) 被害者の声を聞く機会の確保、(4) 高裁以外の裁判やADR、自主交渉での和解の到達点。とくに、これまで軽視されてきた「区域外避難者」と「滞在者」の賠償や「中間地域」の賠償の問題について新たな提案が行われた。（具体的な提案内容については、「支援する会」のホームページにアップロードされた学習講演会の資料を参照していただきたい）

吉村氏は、質疑の中で、7/31時点で、「中間指針」見直しの要否についての審議は行われていないが、政府や自治体レベルでは見直しは必要との声は強いので期待できると述べた。ただ、今問題なのは、事故責任に関する報道は目立つが、賠償訴訟に関するマスコミの関心が以前に比べて急速に冷めていることであり、ぜひ市民の声と関心を寄せていただきたいとのお願いで締めくくられた。

報告：平和のための京都の戦争展 学生対話企画

核廃絶ネットワーク京都の会 世話人 前田耕治（支部幹事）

7月31日から長浜バイオ大学京都キャンパスで開催中の「平和のための京都の戦争展2022」の最終日となった8月7日、JSA京都支部も加わる核廃絶ネットワーク京都の会が主催となって、学生対話企画「核兵器をどう思うか—現代の若者に聞く」が開かれた。

前半は、立命館大学のみらいゼミ「なぜ戦争が起きるのか」に所属する3名の学生が一人ずつ核兵器を取り巻く問題について約15分の発表を行った。それぞれに専門や興味を生かして、国際関係

学部のAさんは「国際法」の視点から、同学部のBさんは「市民社会」の視点から、産業社会学部のBさんは「環境」の視点から核兵器について考察した。

Aさんは、核兵器禁止条約が締結された背景、同条約締結の国際法的意義、同条約の普遍化について述べた。1つめの背景については市民社会運動ICANの貢献が大きいこと、2つめの国際法的意義については、裁判規範としての正の側面と締約国が少ないという負の側面に触れた。3つめの普遍化については、多くの

国が批准することで国際慣習法のような条約になるのが重要ではないかと述べた。

Bさんは、1992年に国際司法裁判所から核兵器禁止の勧告的発言を引き出した際の700以上の団体による国際法廷運動に注目し、地球市民社会が国際司法裁判所を動かしたと述べた。つぎに、2017年に核兵器禁止条約が採択された際に貢献した、ノーベル平和賞受賞団体のICANに注目した。とくに、2022年の同条約締約国会議と同時に開かれたICAN市民フォーラムでのアンケート活動にヒントを得て、みずからもSNSを通じて核兵器に関するアンケートを行い、大学生を中心に135名から回答を得た。「核兵器の影響を受けたことのある人に会ったことがありますか」に対しては「はい」が45%、「核兵器は次にいつ使われると思いますか」に対しては「自分が生きている間に」の回答が最多の60%であった。「核抑止論」については、「正しい」が31%、「間違っていると思うが説明できない」が25%、「わからない」が27%であった。まとめとして、条約を作る主体は市民社会であり、条約を締結し軍縮する主体は国家であり、両者の協力が重要であると述べた。

Cさんは、グレタさんで有名になったFriday for Futureの気候変動に関する環境運動を紹介したうえで、環境問題やSDGsの視点から核兵器禁止を考察した。とくに、核兵器禁止条約の第6条「被害者援助と環境回復」と第7条「国際的協力と援助」に注目した。同条文では、広島・長崎での核兵器の使用や2000回以上の核実験による被害者への支援や汚染地域の環境改善、支援の義務化を定めている。英仏、マーシャル諸島などの被爆者はデータや知見が揃っている日本の支援を求めている、そこに日本の先導的役割があることを強調した。そして、地球地図を示しながら、核兵器禁止条約の締結

国・署名国が気候変動による負の影響を受けているグローバルサウスの国々と一致することを示した。そして、核兵器と環境問題の解決のための共通点が、グローバルノースとグローバルサウスの分断を乗り越えることにあると述べた。まとめとして、核兵器廃絶運動と気候変動に関する運動が連帯することで、世界が大きく変わる可能性を述べ、そこに人口の3.5%が関われば変化が生まれる「3.5%ルール」を紹介したうえで、地球平和の可能性を訴えた。

後半は会場から集められた質問用紙をもとに質疑応答が行われた。一部を紹介する。「核抑止論のロジックから抜け出すために必要なことを3人のそれぞれの観点から教えてください」という質問に対して、Aさんは、法律としては戦争を抑えるために核兵器をもってよいということにはなっていないと述べた。Bさんは、広島市の内外での温度差の経験から、「事実を知る」ことから始める重要性を指摘した。Cさんは、核兵器にかかる経済力があれば、どれだけの環境問題や貧困など他の課題を解決できるかということ、データで説得することが重要であると述べた。他にも、「戦後77年になり、グローバルヒバクシャが地球からいなくなっていくことに対してどうしたらよいか」という質問には、広島市内出身のAさんが被ばく2世から3世へと継承していくことの重要性や、ビデオなどで貴重な証言を残すことが大事であると述べ、Bさんは自分の経験から口伝えの話を絵に残す方法があると回答した。また、Cさんの環境問題の視点は若い人や主婦層に浸透しやすいので大事な視点であるとの意見が会場から紹介された。

まとめとして、司会の遠藤あかりさんより、長崎を最後の戦争被爆地にするためには弛まぬ努力が必要であり、被爆者がいなくなることに備えて、自分たちとその後の世代が何を受け継いで何をし

なければいけないのかを今のうちから考えておくことが重要だと締めくくった。

最後に、主催者を代表して、今回の事前学習会の講師でもあった、被ばく二

世・三世の会の平さんから、先日の参院選で巻き起こるべきであった議論がここで行われたと締められ、閉会となった。

『日本の科学者』読書会7月例会（7/27）の報告

6月号 特集：学校教育における実践知を問う

標記例会が7月27日（水）15時30分より17時30分までZOOMを用いて行われた。参加者6名。特集より3篇の論文が取り上げられた。

近藤真理子「学習集団におけるキーコンピテンシーと学習権」（報告：近藤真理子）

1958年、1968年「学習指導要領」では、系統学習のなかで知識を教師が教え込み、国民の基礎学力の向上を目指す改訂が進められた。科学技術の振興と「教育の現代化」を目指した学力の充実を図るため、教育内容は盛りだくさんで、「おちこぼし」「登校拒否」が社会問題になった。その後学習内容は削減され、ゆとり教育の路線に向かう。その象徴的な改訂が1987年の「学習指導要領」であった。「関心・意欲・態度」を「知識・技能」の習得よりも上位概念に位置付け、教師の関わりが模索され、学力低下への不安は増大する。

2003年のPISAショックもあって学習指導要領も大きく影響を受ける。同年OECDは21世紀の知識基盤社会を支える人材の養成に必要な概念（キーコンピテンシー）を整理し、2008年の学習指導要領の改訂に影響を与えた。しかし、2006年3月に文部科学省から「義務教育諸学校における学校評価のガイドライン」が先に

策定されており、この力を会得できたのかも評価の対象であった。学校ごとにある目指す学校像、子ども像に即した教育、PDCAサイクルに則り実施ができていいのか、学校で何が行われ、それが子どもにどのような影響や効果をもたらしたのか、と「指導と評価の一体化」として指導の成果を公表することが求められている。

指導の成果がどうだったのか、という評価に縛られ、ゆとりのない学習空間となる。貧困が拡大する中で、家庭の文化資本の欠如によって、習い事やICT機器や端末を手にすることが難しく、スタートラインにさえ立つことができない子どもがいる中で、求められる資質能力の獲得の要請についていけず、学びが苦行となったり、いじめや不登校等をも生み出す。インクルーシブ教育、ダイバーシティを謳いながら、社会の要請という同じゴールに向かわせている。

社会的状況が変わっても、子どもの可塑性や発達のみちすじは変わらない。教師には、子どものわかりたいという要求を受けとめ、集団思考を創り出す役割と

指導が求められている。

教員養成のコアカリキュラムやフラッグシップ大学など、大学も評価にみあう「教育」を行っているのかという評価に晒されている。教育とは創造的で、今すぐ成果が表れるものでも、何が成果なのかかわからない営みである。多様化が進む中で一元化を求める矛盾を解消しなければ息苦しさは解消されない。

山田正人「海外スタディツアー—意識が変われば世界が変わる」（報告：山田正人）

【発表を終えて】

高校の海外スタディツアーの内容を説明させてもらい、この活動が嵩じて自身でNPO設立し、若い人たちをネパールへ連れて行っていることを話させていただいた。

「海外スタディツアー」を大学の先生方は、どのように評価されるのか知りたかったという思いがあった。海外スタディツアーという実践を“科学的に評価する”ということになれば、何らかのデータを蓄積し、そのデータが意味があるのかどうか検証するということになるのだろうか。データとしては『1999年から、アジアの途上国へ、春休み中の1週間から10日間くらいをホームステイ、学校間交流、施設訪問などを通した「学び」を得る』ということを繰り返してきたことだ。企画する引率教員は、国際交流委員会のメンバーが交替しながら担当するのだが、参加する高校生は毎年変わる。行き先の国もその時々で変わる。そして、帰国後高校生が、地元の小学校で「出前授業」を行う。自分たちが体験したことを調べなおし言語化して、小学生に伝える。これらの活動を通して、高校生が『変わる』ことを実感してきた。結

果的に、語学研修から海外スタディツアーに変わる際に、「体験を通してアジアの国々と繋がっていることを実感すること、異文化理解と多文化共生の学びをすること、そして貧困や経済格差、教育格差等に起因する様々な問題を自分との関わりで捉え、アクションを起こしていく生徒を育てること」ということを実践してくることができたと思う。そしてミイラ取りがミイラになったというべきか、自分自身が、生徒の学びに導かれてNPOを設立してしまった。

“科学的に捉えなおす”というより、実践オンリーの予想外の話にただ圧倒されただけなのかもしれない。

その後、安井勝先生の「教員養成における課題と願望」の話を聞かせていただき、目から鱗の気づきの連続であった。「日本の教師たちが学習指導と生徒指導を結合して子ども達に育んできた全人格的な完成を目指す教育」が、「働き方改革」「GIGAスクール構想」「SDGsの取り込み」などの中で「個に応じた指導」「個別最適な学び」を強調し、AIやIoTなどの技術革新に伴い、教員養成においても公教育の民営化が進む方向に動き出し、学校現場ですぐに役に立つ教員養成になりつつあるという説明がよくわかった。

それを是正する方法として教職課程履修期間を6年にするという案の紹介をされた。「何のために教育があるのか」「教育とは何か」「どのような人に成長して欲しいか」を「問い続ける教師」が求められているという安井先生の熱い説明に感服した。

自分自身が高校教員を40年間続けてきていながら世の中の教育の流れには無頓着であった。4つの高校で教師を務めてきた。定時制、教育困難校、進学校な

ど、非常に個性的な学校で高校生たちと向き合うことだけで精一杯の日々の中で、中途半端な半人前の教師が少しずつ成長させてもらったのは、それぞれの学校で出会った生徒達との関わりを通じた学びの実践からであった。幸運なことに、安井先生の言っておられる教員養成の方向性と自分のこれまでの高校教師としての生き方に、乖離はなかったと思える。

高校教員を定年退職し、常磐会学園大学で英語と文化の授業を非常勤講師として担当させていただいている。小学校の教員養成を目的とした大学だが、教室現場での即戦力としての「人材育成」ではなく、「人格の完成」を教科指導の基に置きながら、日々格闘しなければならぬことを再確認させていただいた。

安井 勝・藤本文朗「日本の教員養成における課題と展望」（報告：安井 勝）

6月号『日本における教員養成の課題と展望』は、安井勝と藤本文朗による共著です。7月27日は、安井が報告しました。

安井は、大学に於いて教職希望学生の就職支援をしてきました。職務を離れて2年あまりになりますので、現在の教職担当の方々に失礼な物言いになりはしないかと戸惑いつつ、それでも、以後の教員養成や明日の教育に希望を託したい思いで報告を致しました。

6月4日に『日本における教員養成の課題と展望』をもとに報告しました際、論文内の「教員養成フラッグシップ大学の問題」を中心に述べましたので、今回は主として「大学に於ける教員養成

の実情や課題について」を報告しました。

報告事項は5点です。i) 教員養成大学や学部、教職課程にとり、教職志望学生の教員採用試験合格者数と合格率の動向・推移に対する関心は極まる。そのことから、教員養成の大義を遠ざけるような採用試験対策（問題）を起こしかねない。ii) 教職課程履修期間を6年間にして教員養成を充実させることを改めて検討してはどうだろうか。この点で、日本は先進国に比して遅れを取っている。iii) 「何のために教育があるか」「教育とは何か」そして、「どのような人に成長して欲しいか」これらの問いは、根本的な「問いと課題」である。これらを誠実に＜問い続ける教師＞が求められよう。iv) 教育の実践知を豊かにするにあたり、個々の教師の主体性を息長く保障してこそ、実践理論は花開く。v) 大学における教員養成の問題を論じるとき、同時に教師自らの有り様を内省することで教員養成全体を論じることになる。

報告後の意見交流では、教員養成期間6年の提案について、理系学部教授より＜4年間と6年間では、学生の成長が格段に違う＞として賛意を得ました。また、安上がりで、しかも即戦力を求める現在の教員養成構造（余裕の無さ）が、教員の地位と身分を更に低めているという論点について、そのとおり（「ガッテン！」）と共感を下さいました。

当日の報告後、私は「学生の皆さんが一人でも多く、教壇に立っていただきたい」「青年の心に＜教育の明日＞が宿っている」と、青年への期待を強くしました。

企画のご案内ー過労死防止学会第8回全国大会

(龍谷大学分会 細川孝)

過労死防止学会は2015年5月に設立された、まだ10年に満たない新しい学会である。この学会は長く続くことは期待されていない不思議な学会である。過労死・過労自殺（以下、過労死）がない社会が実現すれば、この学会の存在意義はなくなってしまうからだ。

2014年6月20日、参議院本会議で「過労死等防止対策推進法」が成立し、同年11月1日から施行された。この法律は過労死家族や研究者、弁護士、労働組合などの粘り強い運動を受けて議員立法として制定されたものである。

このような動きを受けて、過労死防止学会は「過労死（過労自殺および過労疾病を含む）の実態、原因および背景に関する調査研究を行い、その成果を過労死の効果的な防止のための対策と取り組みに生かすことを目的」（会則、第2条）として設立されたのである。毎年、大会を開催し、2020年度からは学会誌を刊行しており、今春には第2号が会員に届けられた。

本学会の性格からして、会員は多様な分野から参加されている。2022年6月11日現在で会員数は292人であり、このうち52人の方が家族会員（過労死遺家族）、15人が学生会員である。残りの一般会員は、研究者、弁護士、医師、ジャーナリスト、労働組合関係者などから構成されている。

さて、過労死防止学会の第8回大会は、以下のようなことで開催予定である。

- ・日時：2022年9月10日（土）、11日（日）の2日間。
- ・場所：龍谷大学校友会館響都ホール（京都駅八条口）。
- ・概要：10日と11日の午前中は、自由論題報告。

10日の午後は、他学会との共同シンポジウムを開催。

11日の午後は、共通論題シンポジウムを開催。

他学会との共同シンポジウムは、「過労死・過労自殺の現状と過労死・過労自殺防止の課題」のテーマで開催される。産業衛生学会、うつ病学会、過労死防止学会から演者が登壇される。本学会としては初の他学会との共同シンポジウムの開催であり、「過労死のない社会」に向けた研究の進展が期待される。

共通論題シンポジウムは、「COVID19災禍と長時間労働」のテーマで開催される。コロナ禍での女性労働、保健所職員と保健師、メディア関係フリーランスの実態、医師の労働の実態についての報告が予定されている。

詳細は、学会のウェブサイト（<https://www.jskr.net/>）にてご確認ください。

（本稿は、ねっとわーくKyoto Online（<https://net-kyoto-online.com/>）に掲載された拙稿「『過労死のない社会』を目ざしてー過労死防止学会が9月に京都で大会を開催ー」を再構成したものである）

支部主催行事案内

8月読書会（ZOOM）

日時：8月22日(月)15:30～17:30

内容：JJS7月号「現代を生きるための教養教育」

<https://us06web.zoom.us/j/89563668025?pwd=RkR4RU1iM0YzdnZBeXVMclpBa090QT09>

ミーティングID: 895 6366 8025

パスコード: 885762

◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況（8月1日現在）

一般会員：	180
特別会費会員：	2
家族割り特別会費会員：	3
若手会員：	12
<u>会員合計：</u>	<u>197人</u>
読者：	3

2. 会費納入状況（8月1日現在）

2022年度納入者：一般 133/180，特別 0/2，家族 3/3，若手3/12
2021年度納入者：一般 3/16，若手 0/4，若手特別 1/3
2020年度・2021年度未納者：一般 1人，若手特別 1人

3. 会計報告 2022年7月決算

2022年度累計		2022年7月決算	
収入累計	2,072,882 円	7月収入合計.	50,018 円
支出累計	1,070,164 円	7月支出合計	236,103 円
収支累計	1,002,718 円	7月分収支	△ 186,085 円
<u>前年度繰越金</u>	<u>213,278 円</u>	<u>前月繰越金</u>	<u>1,402,081 円</u>
7月末残高	1,215,996 円	7月末残高	1,215,996 円